

エステティック認証制度

エステティシャン試験制度に対する認証事業を設立

～ エステティシャン試験制度に対する認証を2009年12月25日より開始 ～
特定非営利活動法人 日本エステティック機構

特定非営利活動法人 日本エステティック機構(所在地:東京都千代田区、理事長:奥野貴司)では、エステティックサロン・エステティック機器の認証事業をおこなって参りました。

本日、新たに「エステティシャン試験制度に対する認証事業」を設立いたしました。本認証は、11月25日より弊機構ホームページ上に公表し、2009年12月25日より申請受付を開始します。

なお、本認証に関しては、2007年5月にすでに公表しております「エステティシャン指針」に則ったものです。

制度導入の意義

認証された試験制度の合格者は一定水準の知識と技術を有していることが証明され、消費者にとっては、エステティシャンの技能に関して安心・安全の目安が得られます。また、エステティック業界としても資格基準が明確になることで、技能の信頼性が高まり、未熟な技術者との差別化が図れることとなります。

認証制度のポイント

制度認証

この認証は、エステティシャン個人を認証するのではなくその試験制度を認証するものです。

審査方法

試験制度の内容及び実施機関が、認証基準に適合しているかどうかを当機構審査委員会及び判定委員会で慎重に審査・判定していきます。

更新方法

認証を付与されてから3年毎に更新審査を実施します。更新審査では、認証審査と同様の審査を実施します。

認証にかかる経費

初期認証経費 3,000,000 円 認証後の登録料 2,000 円×合格証発行数

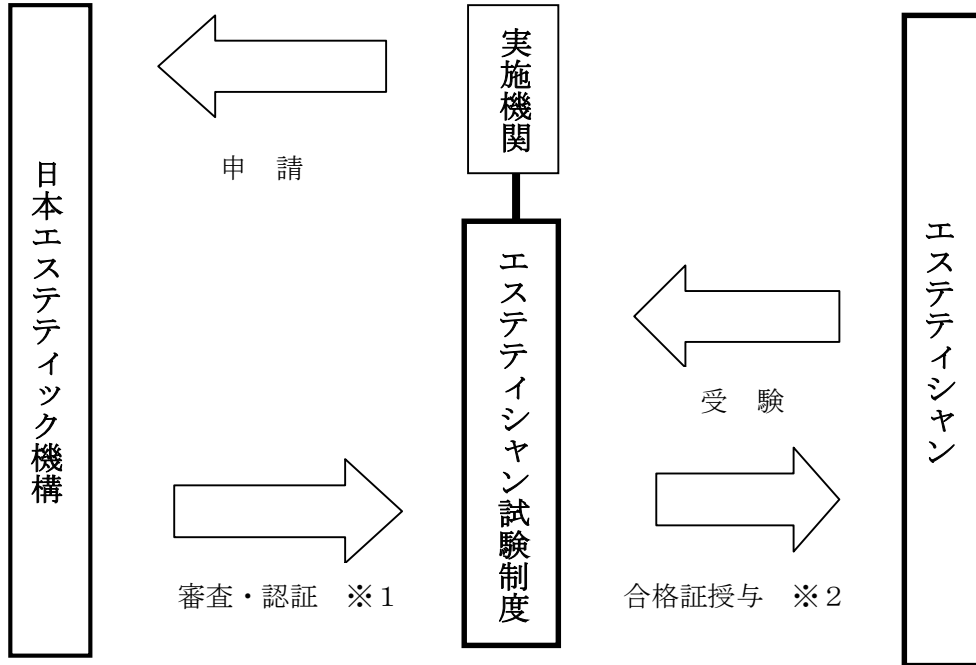
更新経費 1,000,000 円

以上

ニュースリリースに関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本エステティック機構 広報担当
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-6-15 USビル5F
電話:03-3230-8002 / FAX:03-3230-8003
ホームページアドレス <http://esthe-npo.org/>

「エステティシャン試験制度に対する認証事業」の仕組み



※1 審査・認証の対象はエステティシャン試験制度自体であり、エステティシャン個人ではない。

※2 「合格証」には、日本エステティック機構の認証が付与された試験制度に合格したことがわかるマークが表示される予定。

JEO エステティシャン試験制度に対する認証事業の考え方

(2009年11月25日)

特定非営利活動法人日本エステティック機構

エステティシャン認証制度策定委員長

特定非営利活動法人日本エステティック機構（以下 **JEO** という）は、消費者の保護の充実とエステティックの健全な発展という目的に基づき、エステティシャンについて、2007年5月に「エステティシャン指針」を公表した。また、その中でエステティシャンが、具備すべき能力基準として、エステティックの基礎的知識・技術、サービス業としてのホスピタリティーの精神を尊重しそれを実践するための接客マナー及び業にまつわる法令の遵守を挙げ、養成に必要なカリキュラム（科目及び養成時間数）の目安を示した。

今般、**JEO** は「エステティシャン指針」に基づき、エステティシャンの能力養成と能力試験を公平性・透明性を以って実施する試験制度を公正・中立な立場で第三者的に認証する。

この認証を行うに当たり、エステティシャン試験制度に対する認証判定のための評価基準を次のように定め、公表する。

公表内容

1. **JEO** エステティシャン試験制度に対する認証基準
2. **JEO** エステティシャン試験制度に対する認証基準運用規程

JEO エステティシャン指針(2007年5月発表)

- **教育理念**
エステティックを職業とし、エステティシャンとして成長し得るための、基本となるエステティックの知識と技術、ホスピタリティーマインド、法令遵守の精神を持つ人を育て、その人のエステティシャンとしての生涯にわたる成長の機会を提供し続ける。
- **エステティシャンの定義**
2つのレベル設定

- **300時間以上履修のエステティシャン**
(理論 110時間、実技理論20時間、実技170時間)

プロの技術者であるための基本的な知識と技術を有するエステティシャン
- **修得技術**
フェイシャル(基本的な手技・機器)
ボディ(手技)
ワックス脱毛
- **サービス業としての必須知識**
ホスピタリティーマインド
衛生・安全
法令遵守

- **1000時間以上履修のエステティシャン**
(理論 280時間、実技理論100時間、実技620時間)

プロの技術者としての知識・技術・実務経験を活かして、トータルにケアする能力を有するエステティシャン
- **修得技術**
フェイシャル(手技・機器)
ボディ(手技・機器)
ワックス脱毛
メイクアップ・マニキュア
- **サービス業としての必須知識**
ホスピタリティーマインド
衛生・安全
法令遵守

- 既資格保持者や実務経験者に関する経過措置の考え方
養成基準と同等かそれ以上と認められた場合に適用

JEO(2007年5月発表) カリキュラム

	300時間以上 履修カリキュラム	1000時間以上 履修カリキュラム
理論	110	280
実技理論	20	100
実技	170	620
総時間数	300	1000

〔各科目の時間数の捉え方〕

1. 目安であり、多少の前後は可
2. 休憩を含まない実質時間
3. 総時間数は下回らない
(300時間以上／1000時間以上)

2009/11/24

	科 目	300時間以上 履修カリキュラム	1000時間以上 履修カリキュラム
理 論	エステティック概論	4	8
	皮膚科学	24	55
	解剖生理学	20	50
	心身生理学／生命活動とホメオスタシス	10	24
	運動生理学	4	10
	栄養学	8	30
	化粧品学	8	24
	電気学・機器学	6	15
	関連法規	4	6
	衛生・消毒／衛生管理	4	14
	救急法	4	4
	エステティックカウンセリング	10	20
	サロンマネジメント／サロン経営学	4	20
	小 計	110	280
実 技 理 論	フェイシャル理論	10	30
	ボディ理論	6	20
	ワックス脱毛理論	4	6
	メイクアップ理論		6
	ネイルケア／マニキュア理論		4
	フットケア／ペディキュア理論		4
	アロマセラピー／フィットセラピー理論		
	エクササイズ理論		
	タラソセラピー／ハイドロセラピー理論		
	東洋医学		選択 30
	リンパドレナージュ		
	代替療法理論		
	東洋西洋のセラピー		
色彩学			
リフレクソロジー			
その他			
	小 計	20	100
	(理論+実技理論)合計	130	380
実 技	フェイシャル実技	90	250
	ボディ実技	70	210
	ワックス脱毛実技	10	16
	メイクアップ実技		32
	ネイルケア／マニキュア実技		18
	フットケア／ペディキュア実技		18
	アロマセラピー／フィットセラピー実技		
	エクササイズ実技		
	タラソセラピー／ハイドロセラピー実技		
	リンパドレナージュ		選択 76
	リフレクソロジー		
	東洋医学		
	代替療法理論		
サロン実習			
その他			
	小 計	170	620
	総時間数	300	1000

特定非営利活動法人日本エステティック機構 エステティシャン試験制度に対する認証基準

1. 総論

認証を希望するエステティシャン試験制度(以下制度)は次の条件を満たして実施されなければならない。

- 1.1 制度の目的と役割が文書で明らかにされていること。
- 1.2 制度目的に適合した管理運営の体制を有し、公正、公平の精神に則り、適切な運営が行われていること。

2. 制度の実施機関の組織と運営に関する基準

- 2.1 制度の実施機関(以下実施機関)は、一般財団、一般社団、公益財団、公益社団またはこれらに準ずる法人、団体で、定款、寄附行為、規約等を完備していること。
- 2.2 実施機関の運営は、関連する分野を代表する者による意思決定組織により行われること。
- 2.3 実施する制度の管理運営に関わる責任者が明記されていること。
- 2.4 管理運営責任者は、制度に関して十分な理解、学識、能力を有していること。
- 2.5 実施機関は、エステティシャン試験(以下試験)を実施する際、制度の管理運営及び結果に関する責任の一切を負うものとする。

3. 実施機関の制度実施計画と内容に関する基準

次の各項に関して、制度の目的を達成するための水準を満たしていることを、実施要領ならびに文書資料により明示できること。

- 3.1 試験受験対象者の範囲の明示
- 3.2 試験受験資格取得のために必要な教育の範囲、履修方法、教材・媒体、単位基準、履修の記録法、その他の必要事項等の明示
- 3.3 試験における、受験資格、試験の概要、判定基準、判定手順の明示
- 3.4 試験合格の条件の明示
- 3.5 合否判定の手順、必要な経費の明示
- 3.6 合格証の発行者の明示
- 3.7 合格の取り消しに関する事項の明示
- 3.8 試験及び合格証取得者に関する記録の保管

4. 予算及び財源に関する基準

- 4.1 制度を維持し計画通りの運営を行うため、予算、財源及びそれらの執行に関して健全性及び透明性が確保されていること

以上

特定非営利活動法人日本エステティック機構 エステティシャン試験制度に対する認証基準運用規程

(目的)

- 第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本エステティック機構（以下「当機構」という）定款第3条に示す目的を達成するための同定款第4条（2）の活動として、エステティシャン試験制度（以下「試験制度」）に対する認証事業に関わる事項を定めることを目的とする。
- 2 試験制度に対する認証事業とは、エステティシャン試験（以下試験）、この受験資格を得るための教育およびこれらの試験制度の実施内容・条件等を評価し、基準に適合するものを認証して公表する事業をいう。

(認証の対象)

- 第2条 試験制度の実施機関は、「エステティシャン試験制度に対する認証基準」に則り、試験制度に対して当機構の認証を受けることができる。
- 第3条 認証を希望する試験制度の実施機関は、定められた申請書様式に沿い、申請書を作成し、評価に必要な資料を添付の上、当機構に提出する。当機構は実施機関に対し申請に到る過程で必要な助言、指導を随時行う。

(評価・認証)

- 第4条 当機構審査委員会は、提出された認証申請書に基づき、試験制度及び実施機関について評価を行なう。評価結果に基づき、審査委員会委員長が総括評価報告書を作成し、当機構認証判定委員会の審議に供する。
- 2 当機構認証判定委員会が基準に適合すると認めた場合には、申請された試験制度を認証し、認証書を発行する。
- 3 基準への適合の評価に際しては、試験制度の内容を勘案し総合的に判定する。評価に際してはヒヤリングあるいは現場視察を行うこともある。

(合格証)

- 第5条 認証を受けた試験制度の合格証の発行は実施機関が行う。

(申請内容の変更)

- 第6条 認証時に提出した各種必要資料の内容に変更の生じた場合、実施機関は遅滞無く当機構に変更を届け出ることとする。

(認証の更新)

- 第7条 試験制度の認証は、3年ごとに更新する。
- 2 更新に際しては、第4条に基づき更新評価を行う。

(経費の負担)

- 第8条 試験制度の認証申請及び更新、現場視察等に関する必要経費、及び認証後の必要経費は、別に定める「認証に関わる経費」に従い、実施機関が負担するものとする。

(認証後の遵守事項)

- 第9条 認証を受けた試験制度の実施機関は、制度の説明書、合格証その他の文書に、「日本エステティック機構より認証された制度」であることを記述、あるいは当機構が指定した「認証マーク」により明示することができる。
- 2 認証を受けた試験制度の実施機関が、実施する試験制度に関係する法人等で認証マークを利用する必要があると認めた場合は、その目的、用途等を明確にして、当機構に事前

に届け出なければならない。

- 3 認証を受けた試験制度の実施機関は、当機構の定める「認証に当たっての確認事項」を確認し遵守するものとする。

(公表)

第10条 認証を受けた試験制度及びその実施機関の名称は、当機構のホームページに公表する。

(認証の取消し)

第11条 認証の有効期限を過ぎても更新申請が行われない場合、および制度運営に関して、認証申請書記載内容と著しく差異の生じた場合、あるいは評価基準に著しく違反する事実が確認された場合には、認証を取消し、その旨を本機構のホームページに公表する。

(補則)

第12条 前各条に定めるものの他、認証事業の実施に関して必要な事項は当機構理事会で定める。

附則

この運用規程は、平成 21 年 11 月 25 日より実施する。

別添

認証に関わる経費

- 1、試験制度の認証申請、事前の助言指導、現場視察等に関して必要な経費を下記のように定める。
- 2、経費額の変更その他必要事項は、理事会で定める。
- 3、申請者は、日本エステティック機構よりの経費請求書に基づき必要経費を納入する。
- 4、納入された経費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

記

① 初期認証経費（申請時）	3,000,000 円
② 認証後の登録料	2,000 円×合格証発行数 注：合格証発行数は前年度実績
③ 更新経費（3年ごと）	1,000,000 円
④ 現場視察経費	実費

別添

認証に当たっての確認事項

認証申請者殿

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

認証申請に当たり次の事項を確認し、遵守してください。

- 1、経費：認証経費、認証後の年登録費、および更新経費に関しては、最新版の「認証に関わる経費」を参照してください。
- 2、認証と更新：認証された制度に対しては、認証書を発行し、当機構のホームページに公表いたします。有効期限は3年です。更新は運用規程第4条に基づいて実施します。
- 3、試験の識別番号：貴団体が実施する試験には個々に識別番号（認証番号を最初の桁に付ける）をつけ、内容に責任を持つことをお願いします。これは当機構が認証した試験制度において、実施時期の相違に伴う内容の変更への対応と、試験内容のトレーサビリティを確保するためです。
- 4、合格証の認証マーク：認証後、貴団体が個々のエステティシャンに発行される合格証には、当機構から認証を受けている旨を認証番号とともに記載することが出来ます。また、当機構の認証マークシールを、合格証の適当な場所に貼付あるいは印刷してください。貼付する場合はマークをお送りします（無料）。印刷する場合には一辺が指定の正方形になるようにしてください。ロゴマークのJPEG ファイルを提供します。確定した時点で当機構に合格証発行名簿を送付して下さい。
- 5、合格者数：認証後は、貴団体の合格証発行数について、一定期間ごとに取りまとめ、当機構へお知らせください。
- 6、ご注意：認証の有効期限を過ぎても更新申請が行われない場合、および貴団体の制度運営に関して、認証申請書記載内容と著しく差異の生じた場合、あるいは評価基準に著しく違反する事実が確認された場合には、認証を取消し、その旨を当機構のホームページに公表します。

—以上—